

Date: Tue, 16 May 2017 21:54:03 +0900 (JST)

From: 一般社団法人日本生産技能労務協会

To:

Subject: 【J S L A 審議会ニュース】厚労省の「同一労働同一賃金部会」が開かれました

.....
派遣の均等・均衡で、厚労省が選択制の「2方式」を提示
労政審、同一労働同一賃金部会

5月16日配信

.....
労働政策審議会の同一労働同一賃金部会（守島基博部会長）は16日、第3回会合を開き、間接雇用の「派遣労働者」に関する均等・均衡に向けた法整備の議論を始めました。論点案として事務局の厚労省は、（1）派遣先の労働者との均等・均衡による待遇改善、（2）派遣元との労使協定による一定水準を満たす待遇決定——の2つの制度設計を提示。派遣元の実施方針で、委員が論点案を踏まえて厚労省に見解を求めました。次回会合も、派遣関係の議論を続行します。

この日は、厚労省が「派遣労働者関係」の具体的な論点案を公表しました（下記資料参照）。大項目として「1、労働者が司法判断を求める際の根拠となる規定の整備関係」、「2、労働者に対する待遇に関する説明の義務化」、「3、行政による裁判外紛争解決手続の整備等」——で構成され1と2をテーマに公労使が活発に意見を交わしました。

特筆されるのは、政府の働き方改革実現会議の実行計画（3月28日）で示された、派遣元の実施方針による2つの方式についてです。これは大項目の1に該当する内容で、（1）の方式は、派遣先に対し、派遣先の労働者の賃金などの待遇に関する情報提供義務を課すほか、派遣元は情報提供がない場合は、労働者派遣契約を締結してはならない——などを柱としています。（2）は、派遣元が労働者の過半数で組織する労働組合や労働者の過半数代表者と話し合い、書面による「労使協定」を締結して、同種業務に従事する一般の労働者の賃金水準と同等以上にすることを含む3要件の実施——などを軸としています。

（1）については、「派遣先の誰の賃金を派遣元に伝えれば良いのか」「同じような業務をしている労働者がいない場合にはどう判断するのか」といった懸念が挙がりましたが、厚労省は「具体的なケースは法案が成立した後の政省令やガイドラインで詰めていきたい」などと回答。

また、（2）の「労使協定」という言葉は、過半数を組織する労働組合や過半数代表者を指し、労働組合と結ぶ「労働協約」とは異なります。この点に労働側委員が難色を示したが、一方で、早期の法整備を視野に入れた現実論として、厚労省案を容認する姿勢もうかがわれました。このほか、公労使委員の活発な議論の中で、「同種業務の賃金水準」の論拠がどのような統計で足りるのかなど、想定される統計データはあっても「絶対的な物差し」がないという課題も浮き彫りとなりました。こうした点についても、厚労省は課題として受け止め、政省令などで明らかにしていく意向を示しました。

なお、厚労省が現段階で想定している統計データは、厚労省の「賃金構造基本統計調査」とハローワークの「職業安定業務統計」の2つですが、厚労省自身も「前者は対象職種のカバーに限界があり、後者は対象職種のカバーは広いがハローワークの水準賃金なので母数として弱い面がある」と、それぞれに一長一短があることを認めています。そのうえで、「目安としては相応の統計だと考えている」との見解を示しました。

同部会は、4月28日の初会合で、直接雇用の「短時間労働者・有期契約労働者」に関する法整備について具体的な論点案を提示。5月12日の計2回の議論が一巡。この日の3回目の会合から、間接雇用の「派遣労働者関係」をテーマにしています。

本日の資料は以下の通りです。

■座席表

http://www.advance-news.co.jp/news/n170516_001.pdf

■議事次第

http://www.advance-news.co.jp/news/n170516_002.pdf

■論点（案）（派遣労働者関係）

http://www.advance-news.co.jp/news/n170516_003.pdf

【JSLAニュースご利用の際のルールについて】

JSLA 日本生産技能労務協会が配信するJSLAニュースは、会員様各社が取引先企業向けに情報提供する際のツールとして加工・転送してご利用頂くことができます。ただし、ご利用の際はメール配信の都度、文中に定型クレジットの記載をお願い申し上げます。

« ご記載頂く定型クレジット »

◆このメールは当社が所属するJSLA日本生産技能労務協会からの情報を基に作成・配信されているものです。

JSLA 一般社団法人日本生産技能労務協会： <http://www.js-gino.org/>

※定型クレジットなしでのメール転送、内容の加工・転用等、ルールを順守頂けない事案があった場合には、ニュースの配信を中止させて頂くことがございますのでご了承下さい。
なお、クレジット記載なしでのご利用を希望される場合は有料となりますので、日本生産技能労務協会 事務局 TEL：03-6721-5361（代表）までご連絡下さい。